

第49回山梨県環境保全審議会（平成29年3月24日開催）

審議事項(2) 資料

第2期山梨県第二種特定鳥獣
(ニホンジカ)管理計画の策定について

みどり自然課

第2期山梨県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画（案）の概要

1 計画策定の目的及び背景

平成27年5月の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に伴い、計画体系が見直されたことを受け、同年同月に山梨県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画を策定した。

同計画が今年度末に満了となるが、ニホンジカの生息状況、農林業被害状況を鑑み、ニホンジカの適正な管理を行うため、第2期山梨県第二種特定鳥獣管理計画を策定し、引き続き個体数調整、被害防除対策、生息環境整備を実施するものとする。

2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ（以下、「シカ」という。）

3 計画の期間

平成29年4月1日～平成34年3月31日（5年間）

4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

県内全域

5 第二種特定鳥獣の管理の目標

標高差が大きい地形的特質を踏まえ、管理区域を次のとおりゾーニングする。

- ・農林業ゾーン（標高1,000m未満の地域）
- ・共生ゾーン（標高1,000m以上で鳥獣保護区及び特別保護地区以外の地域）
- ・生態系保全ゾーン（標高1,000m以上の鳥獣保護区及び特別保護地区に含まれる地域）

(1) 農林業ゾーン

農地周辺でのシカの定着を解消し、農林業被害を軽減することを目標に、市町村等、地域が主体となって被害防除対策と個体数調整を中心に実施

(2) 共生ゾーン

シカの主な生息域と位置付け、植生とのバランスを保ちつつ、シカ個体群を安定的に存続させることを目標に、県が主体となり、森林整備等による生息環境整備と個体数調整を実施

(3) 生態系保全ゾーン

シカの生息密度を低減し、林床植生を早急に回復させることを目標に、県又は国が主体となり、個体数調整を実施

6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

(1) シカ推定個体数 71,146頭（平成27年度末）

【90%信用区間 26,266頭～325,086頭】

(2) 数の調整目標

シカ生息数を国と同様に平成35年度までに半減（H23年度比）させる。
その後、適正生息数4,700頭まで減少させる。

(3) 管理捕獲

- ・農林業ゾーン
農林業被害軽減目的の管理捕獲（市町村等が実施）
- ・共生ゾーン及び生態系保全ゾーン
自然植生回復目的の管理捕獲（県等が実施）
- ・指定管理鳥獣捕獲等事業
共生ゾーン及び生態系保全ゾーンのうち、特にシカの生息密度が高い地域において県が実施

(4) 有害捕獲

- ・農林業ゾーン
被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合においても有害捕獲を積極的に推進

(5) 狩猟

- ・メス捕獲の推進
- ・1日当たりの捕獲数は、オス、メスとも無制限
- ・狩猟期間の1ヶ月延長（11/15～2/15 → 11/15～3/15）
- ・冬期におけるくくりわなの輪の直径の規制緩和
ツキノワグマが冬眠に入るであろう時期から狩猟が終了するまでの期間に限定（12cm → 20cm）

7 第二種特定鳥獣の生息環境に関する事項

生息環境の整備

- ・共生ゾーンにおいて、県有林を中心に人工林の混交林化
- ・森林整備等による生息環境整備と個体数調整の一体的実施
- ・シカ個体数の増加を防止するため耕作放棄地等の解消

8 その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項

(1) 被害防止対策

ア 農林業被害対策

- ・シカの侵入を防ぐ防護柵の設置の推進
- ・樹幹部の剥皮害防止のための、防護ネット等による保護の推進

イ 自然環境に対する被害対策

- ・植生防護柵の設置等

ウ 地域での自立的かつ総合的な取組の促進

- ・市町村等による防護柵の設置など、地域全体の被害を軽減する被害対策の実施
- ・県による市町村等が実施する被害対策への支援・助言、地域リーダーの育成等

(2) モニタリング調査

- ・適切な個体数管理を行うため、生息状況について定期的にモニタリング調査を実施

(3) 計画の実施体制

- ・行政、農林業者、地域住民、農林業団体、狩猟者団体等の連携による実施



第2期山梨県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画（案）

平成29年3月策定

山 梨 県

目 次

1	計画策定の目的及び背景	1
2	管理すべき鳥獣の種類	1
3	計画の期間	1
4	第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域	2
	(1)管理地域区分	2
5	第二種特定鳥獣の管理の目標	4
	(1)現状	4
	ア 生息環境	4
	イ 生息動向及び捕獲等の状況	5
	(ア)生息動向	5
	(イ)捕獲等の状況	14
	ウ 被害等及び被害防除状況	16
	(ア)被害等の状況	16
	(イ)被害防除の状況	19
	(2)管理の目標	20
	(3)目標を達成するための施策の基本的考え方	20
	ア 計画的対象区域での施策	20
	(ア)計画対象区域のゾーニング	20
	(イ)個体数調整の計画作成	22
	(4)計画対象地域ごとの管理方針	23
	ア 農林業ゾーン	23
	(ア)管理方針	23
	(イ)実施事業	23
	イ 共生ゾーン	23
	(ア)管理方針	23
	(イ)実施事業	23
	ウ 生態系保全ゾーン	24
	(ア)管理方針	24
	(イ)実施事業	24
6	第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項	24
	(1)狩猟	25
	ア メスジカの優先捕獲	25
	イ 特例休猟区制度の適用	25
	ウ 狩猟期間の延長	25

エ 捕獲頭数の制限緩和	25
オ くくりわなの輪の直径の規制緩和	25
(2)有害鳥獣捕獲	25
(3)管理捕獲	26
ア 農林業被害軽減目的の管理捕獲	26
イ 自然植生回復目的の管理捕獲	26
ウ 指定管理鳥獣捕獲等事業	26
(4)新たな捕獲手法の検討・担い手の育成	26
(5)捕獲個体の処理	26
7 第二種特定鳥獣の生息環境に関する事項	27
(1)生息環境の保護	27
(2)生息環境の整備	27
ア 森林整備による生息環境整備	27
イ 生息環境整備と個体数調整の一体的実施	27
ウ 個体数増加の防止	27
8 その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項	27
(1)被害防止対策	27
ア 農林業被害対策	27
イ 自然環境に対する被害対策	28
ウ 地域での自立かつ総合的な取り組みの促進	28
(2)モニタリング等	28
ア 生息状況	28
イ 被害及び自然植生の回復状況	28
ウ 捕獲状況及び個体群特性	28
(3)計画の実施体制	29
ア 検討会及び協議会の設置	29
イ 役割分担	29
ウ 評価	29
(4)普及啓発・広報活動	29
(5)関係都県等との連携	30
(6)その他	30
参考資料	32

1 計画策定の目的及び背景

本県では、ニホンジカの増加による森林生態系への影響の深刻化、農林業被害の恒常化を踏まえ、平成17年3月に特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)を策定し、メスジカの狩猟解禁をはじめとした個体数管理、被害防除対策、生息地管理などを組み合わせた総合的な保護管理事業を実施することとした。

その後、平成18年8月に計画を変更し、個体数調整のための捕獲の実施や狩猟期間延長、狩猟での一人一日1頭の捕獲制限の一人一日2頭への緩和(メス2頭若しくはメス1頭オス1頭)など対策を強化した。

計画期間満了に伴い、平成19年度から第1期変更期特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)、平成24年度から第2期特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)を策定し、狩猟での一人一日2頭の捕獲制限の解除などを実施し、引き続き、被害防除対策、個体数調整、生息環境整備等の事業を多様な実施主体により総合的に講じるとともに、モニタリングによる科学的な評価に基づく保護管理事業を推進してきた。

こうした中、国では平成25年12月に抜本的な鳥獣捕獲強化対策を策定し、本州以南のニホンジカについて、平成35年度までに半減させる目標を設定するとともに、平成26年5月に改正した鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)の法の目的に鳥獣の管理(鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ又はその生息範囲を縮小させること)を加え、特定計画の見直しを行った。

この法改正に併せ、平成27年5月に、ニホンジカの管理を推進するため、第二種特定鳥獣(ニホンジカ)管理計画を策定し、国と同様に本県においても、平成35年度までにニホンジカを半減させる目標を設定し、目標達成のため取り組みを進めてきた。

引き続き、科学的・計画的な管理を広域的・継続的に推進することにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として、法第7条の2第1項の規定に基づき、第2期山梨県第二種特定鳥獣(ニホンジカ)管理計画を策定する。

2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ(以下、「シカ」という。)

3 計画の期間

法令上の理由から、上位計画である第12次鳥獣保護管理事業計画を勘案し、次のとおりとする。

平成29年4月1日～平成34年3月31日

4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

シカの分布は全県的に認められることから、管理が行われるべき区域は県内全域とする。

(1) 管理地域区分

これまでの種々の調査の結果、本県に生息するシカの生息状況は全県一様ではなく、被害状況等も地域により異なっている。したがって各地域の実態に応じた管理を進めるため、シカ生息地の地形的特徴、シカの生息状況や農林業被害の発生状況に基づき、シカの分布域を次の三つの地域に区分する。

○南アルプス地域

韭崎市、南アルプス市、北杜市（旧白州町、旧武川村）、早川町、身延町（旧下部町を除く）、南部町、富士川町を含む地域

○八ヶ岳・秩父山地地域

甲府市（旧中道町、旧上九一色村を除く）、山梨市、甲州市、大月市、甲斐市、北杜市（旧白州町、旧武川村を除く）、上野原市（旧秋山村を除く）、中央市（旧豊富村を除く）昭和町、小菅村、丹波山村を含む地域

○富士北麓・南都留地域

富士吉田市、都留市、笛吹市、上野原市（旧秋山村）、中央市（旧豊富村）、市川三郷町、身延町（旧下部町）、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町を含む地域



図1 シカ管理の地域区分
(市町村界区分【合併前】)

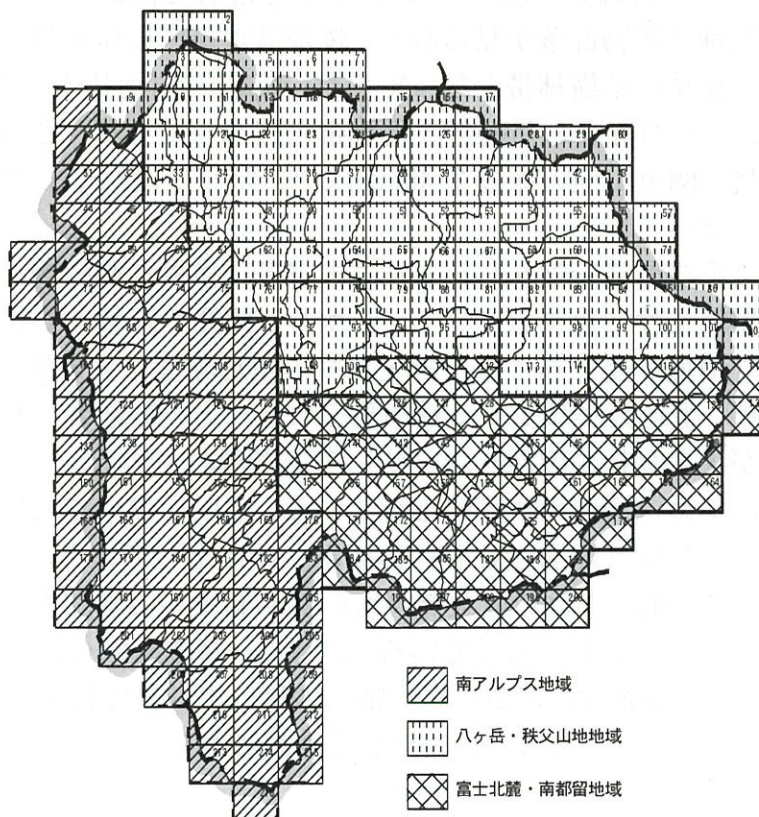


図2 シカ管理の地域区分
(メッシュ区分)

5 第二種特定鳥獣の管理の目標

(1) 現状

ア 生息環境

本県は日本列島のほぼ中央に位置している(東端東経 139 度 08 分 04 秒(上野原市)～西端東経 138 度 10 分 49 秒(南アルプス市)、南端北緯 35 度 10 分 6 秒(南巨摩郡南部町)～北端北緯 35 度 58 分 18 秒(北杜市))。

地形は、甲府盆地を中心に、北東部に秩父山地、西部には南アルプス(赤石山地)、南北に巨摩山地が連なり、北部に八ヶ岳、茅ヶ岳が広い裾野を広げている。南部には静岡県境をまたぐ富士山(3,776m)と、その北側に御坂山地が、東には神奈川県境をまたぐ丹沢山地が続いている。

また、代表的な河川として、駿河湾に注ぐ富士川水系の釜無川、笛吹川、相模湾へ注ぐ相模川水系の桂川が流れている。また、東京湾に注ぐ多摩川水系の丹波川、小菅川がある。

県土面積は 4,465 km²でわが国の総面積の 1.2%にあたり、県土の 77.8%は森林で占められ、その 44.2%が人工林である。また、森林面積の 58.1%が保安林に指定されている。森林に続く土地利用形態は農用地が 5.4%、宅地が 4.2%、道路が 2.6%、水面・河川・水路が 2.1%で、その他が 7.9%となっている。

植生は、地理的特徴を反映して暖帯から寒帯まで幅広い気候帯を持つため多様な植物種や植物群落が見られる。暖帯は常緑広葉樹林帯、温帯はナラを代表とする落葉広葉樹林帯となっており、亜高山帯(海拔 1,600mから 2,400m)にはコメツガなどの常緑針葉樹林帯が広がっている。さらに、南アルプス、八ヶ岳、関東山地の海拔 2,400m以上の寒帯にはハイマツがあり高山植物の宝庫となっている。

以上のような環境特性から、本県は本来多種多様な動植物が生息・生育できる自然環境条件に恵まれている。しかし、開発や森林の変化、中山間地域を取りまく環境の変化等により野生鳥獣の生息環境は大きく変化した。

その結果、生息数が減少する種が見られる一方、生息数が増加し人間活動との軋轢が大きな社会問題となっている種も現れている。

本計画のシカは後者の代表的な種であり、本県においても近年、分布を拡大しながら生息数を増加させ農林業被害が顕在化している。特に林業においては、幼齢造林地における枝葉摂食害のほか剥皮害の増加も認められ、生産者にとって大きな損失が生じている。さらに、高標高域への分布の拡大により、亜高山帯及び亜高山帯から高山帯への移行エリアでは経年的な採食圧が認められ、高山帯への被害の拡大が懸念される深刻な状況になってきている。

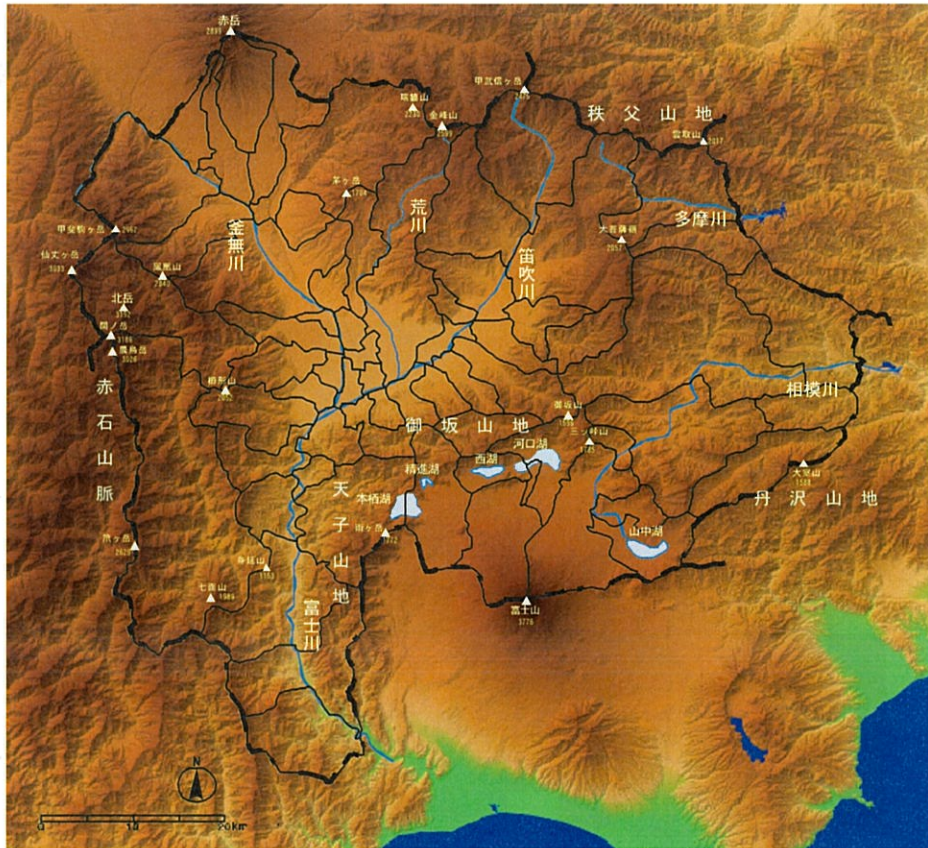


図3 山梨県の地形概要

イ 生息動向及び捕獲等の状況

(7) 生息動向

a 生息分布

シカの生息分布状況については、平成12年度までの既存資料（山梨県森林総合研究所 2001）に平成13年度から平成27年度の出猟カレンダー調査による目撃情報を加え、現在のシカ分布を推定している。

平成13年度から平成23年度に新たにシカの分布情報が得られたメッシュは58メッシュであり、この10年程度の間にもシカの分布は急激に拡大し、人による土地利用度の高い甲府盆地や冬季に積雪の多い高標高地帯など、従来シカの生息に適さないと考えられていた環境にもシカの生息域が拡大している。

平成23年度新たにシカが目撃情報が得られた1メッシュ（県域の北西角のメッシュ番号3）以後、平成24年度から平成27年度に新たに分布情報が得られたメッシュはなかった。

県境部の高標高域を除き、分布拡大の余地はほとんどなくなったと考えられる。なお、平成23年度までにシカの分布が確認された地域は、県全体216メッシュのうち213メッシュと全体の98.6%を占めるに至っている。残る3

メッシュ（メッシュ番号109、206、216）は県境に位置しており、本県側の面積が狭く、かつ高標高の地域であり、捕獲を実施していないか、情報を得ることが困難な地域と考えられる。

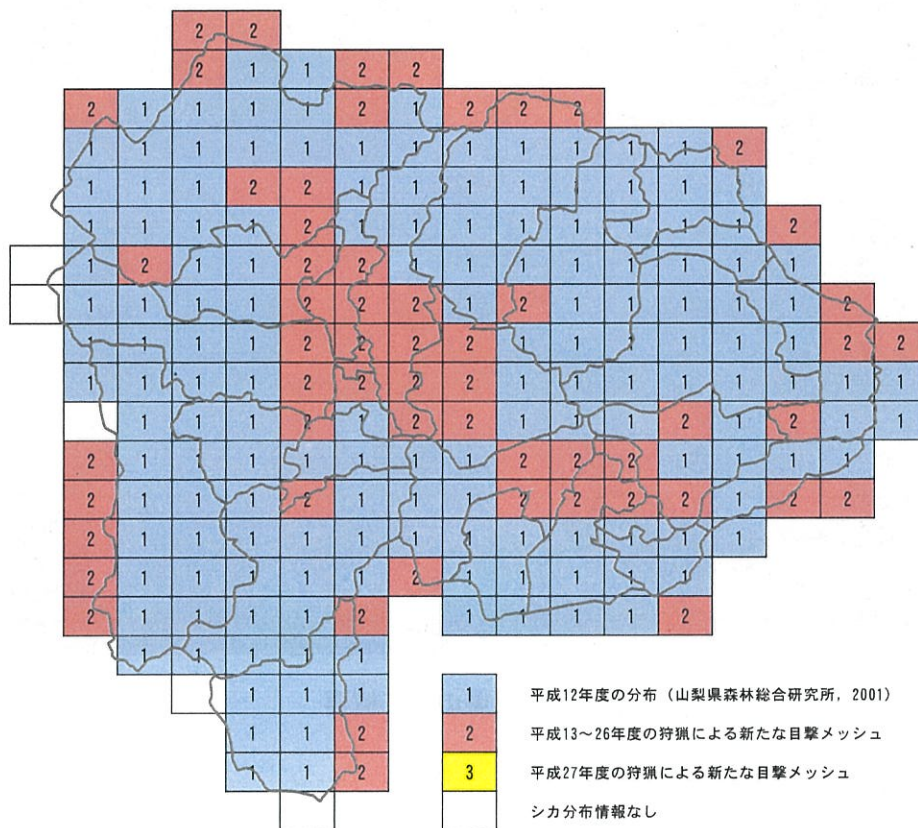


図4 シカの分布拡大状況
 （山梨県森林総合研究所（2001），出猟カレンダー調査（H13-H27）による）

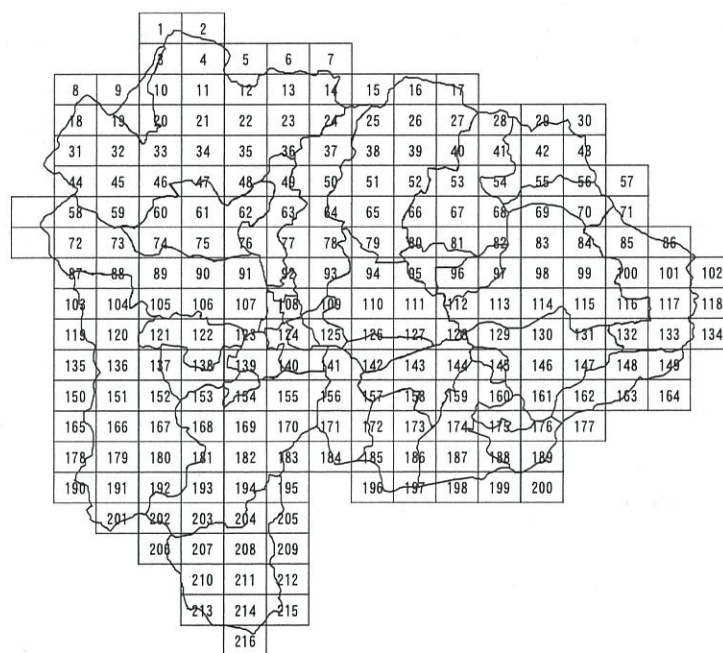


図5 メッシュ番号

シカの日撃年度数について、平成13年度から平成27年度の出猟カレンダーにより目撃のあったメッシュの日撃年度数の分布を図6に示した。

調査した15年度中6年度以上でシカの日撃情報があり、安定的な分布と考えられる地域が県内のほぼ全域に認められている。

甲府盆地周辺や県境の高標高域には日撃年度数の少ないメッシュが存在しているが、甲府盆地については市街地が多いため分布が安定していない、或いは猟を実施してないことが考えられる。

また、県境の高標高域においては、最近分布が拡大したが、冬季には越冬地への移動によって分布が安定していないこと、鳥獣保護区が広い面積を占めており、狩猟による情報が少ないことが影響している可能性がある。

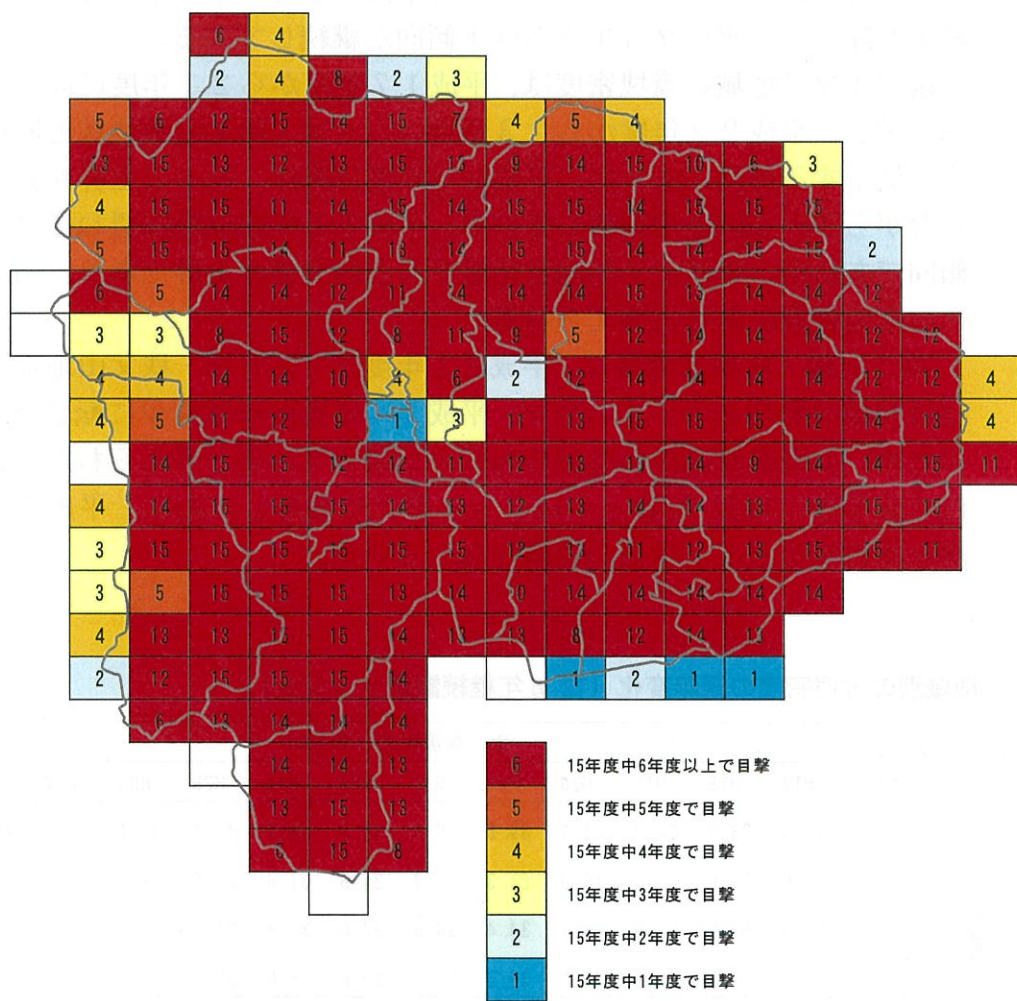


図6 シカの日撃年度分布
(出猟カレンダー調査(H13-H26)による)

b 生息密度

生息密度の推定は、糞塊密度調査、出猟カレンダーによる目撃率によって行っている。

(a) 糞塊密度の変化

生息密度の推定にあたっては、その変化が比較できるよう、同じ調査地点（メッシュ）において、糞塊密度調査を実施している。

平成28年度における各地域のシカの糞塊密度は、富士北麓・南都留地域で最も高く、27.8/kmであった。次いで、八ヶ岳・秩父山地地域での23.4/kmであった。南アルプス地域は最も低く21.5/kmであった。

地域ごとに変化の推移を見ると、八ヶ岳・秩父山地地域は、平成17年度から平成21年度に顕著な上昇を示し、平成22年度から23年度に低下する傾向が認められていたが、平成24年度から平成25年度に再び上昇した。平成26年度からは若干低下しており、平成27年度の結果を除くと、平成28年度も低下傾向が継続している。

南アルプス地域の糞塊密度は、平成17年度から21年度に高い上昇率を示し、平成22年度から23年度は八ヶ岳・秩父山地地域と同様にやや低下する傾向にあった。平成24年度以降は、低下と上昇を繰り返しながら20~30/kmで推移している。平成22年度以降は概ね横ばいの傾向であるが、平成17年度と比較すると約3倍の上昇であり、引き続き高密度状態にあると考えられる。

富士北麓・南都留地域は、平成21年度まで八ヶ岳・秩父山地地域とほぼ同様の動向を示していたが、平成24年度以降は減少に転じた。そのため、シカ密度は高いながらも低下し始めていると考えられたが、平成28年度には27.8/kmと平成26年度より微増しており、平成17年度と比較すると1.3倍の密度となっている。

表1 地域別の糞塊密度の経年変化（12ヵ年継続調査メッシュ）

地域区分	メッシュ数	延べ糞塊密度（個/km）											
		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
八ヶ岳・秩父山地	11	16.4	23.0	27.4	31.1	39.5	39.8	38.1	43.5	48.1	43.1	60.7	23.4
南アルプス	13	7.8	11.6	12.5	16.9	27.3	23.2	25.5	31.6	24.2	27.7	31.7	21.5
富士北麓・南都留	8	20.8	19.7	22.9	26.1	34.4	34.5	37.6	35.3	27.7	24.1	60.6	27.8
県全体	32	14.1	17.7	20.2	24.1	33.3	31.7	32.6	36.6	33.3	32.2	49.2	23.7

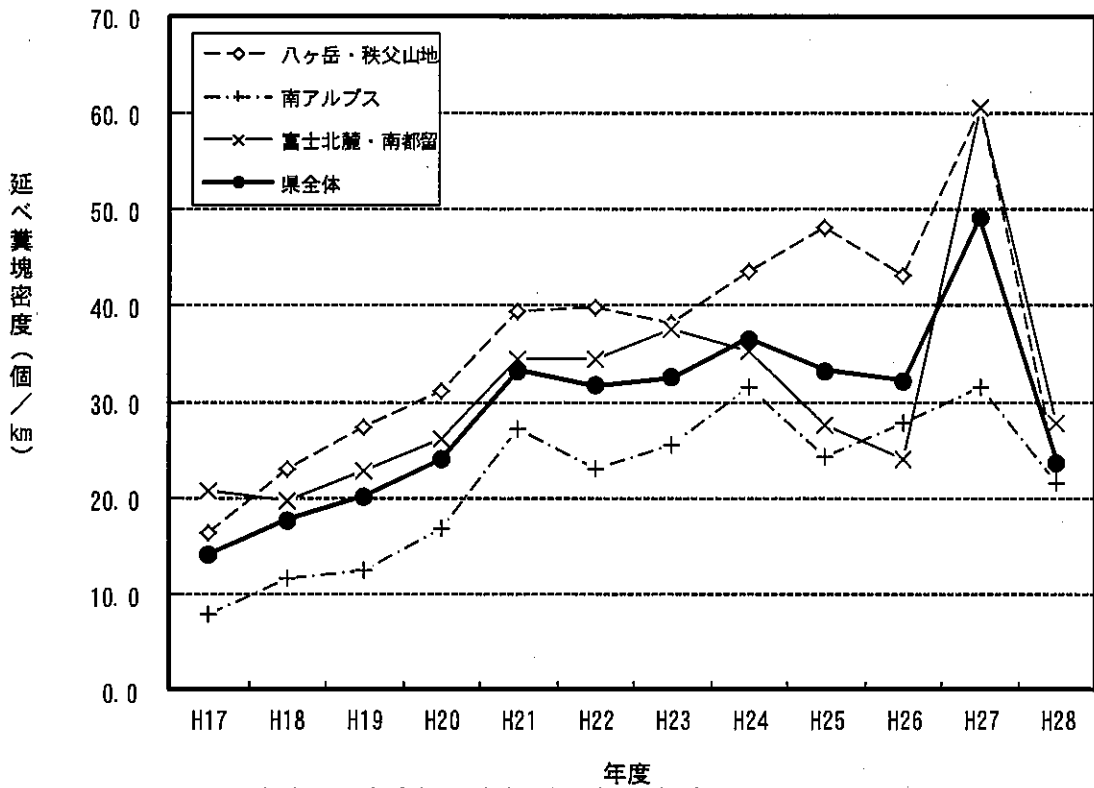


図7 地域別の密度指標変化 (平成17年度を100として指数化)

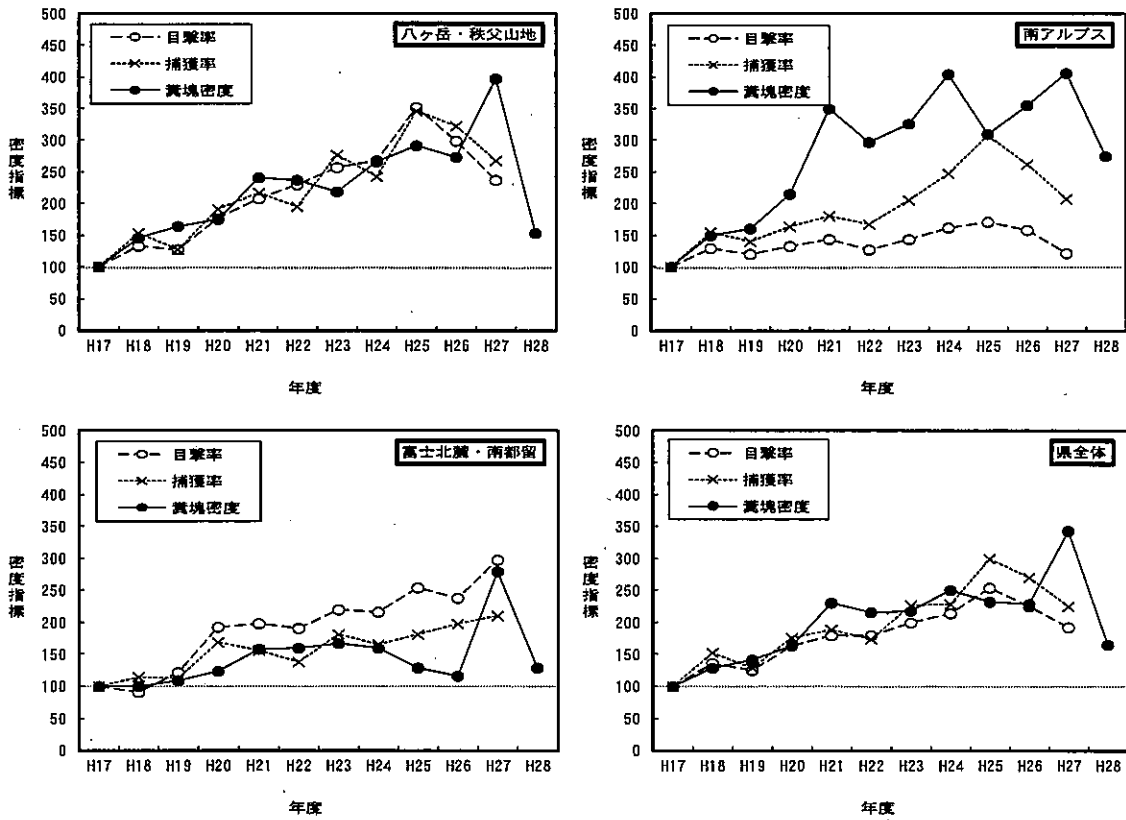


図8 地域別の糞塊密度の変化 (12カ年継続調査メッシュ)

(b) 出猟カレンダーによる目撃率・捕獲率の変化

平成27年度における各地域の目撃率は、八ヶ岳・秩父山地地域が最も高く1.91、次いで南アルプス地域が1.84、最も低かったのが、富士北麓・南都留地域で1.44となっている。

各地域とも平成17年度の調査結果と比べると、八ヶ岳・秩父山地地域では2.4倍、南アルプス地域では1.2倍、富士北麓・南都留地域では3.0倍と上昇している。

また、平成27年度における各地域の捕獲率は、目撃率と同様に、八ヶ岳・秩父山地地域が最も高く0.36、次いで南アルプス地域が0.35、最も低かったのが、富士北麓・南都留地域で0.22となっている。

各地域とも平成17年度の調査結果と比べると、八ヶ岳・秩父山地地域では2.8倍、南アルプス地域では1.9倍、富士北麓・南都留地域では2.2倍と上昇している。

目撃率の変化の推移を見ると、いずれの地域も平成15年度以降平成25年度までは値が上昇していた。

平成15年度以降の目撃率の変化を見ると、八ヶ岳・秩父山地地域は、平成16年度には3地域の中で低い目撃率であったが、年々上昇を続け、平成22年度には最も目撃率の高い南アルプス地域とほぼ同程度の値となり、平成25年度以降は南アルプス地域より高くなった。

調査開始当初に最も目撃率が高かった南アルプス地域も上昇が続いており、平成25年度はこれまでで最も高い値となった。

これら2地域の日撃率は平成25年度をピークに低下に転じた。

一方、富士北麓・南都留地域では、平成15年度から何度か停滞期を挟みながらも上昇傾向が続いている。

捕獲率の変化は、目撃率の変化と同じ傾向であった。

なお、平成25年度は2月中旬に記録的な豪雪があったため、シカの低標高部への移動や、積雪の多さを背景として、シカが目撃されやすい状況が長く続いたため、例年より目撃率と捕獲率が高めに出了可能性がある。

表2 出猟カレンダーによる目撃率の変化（第一種銃猟の情報による）

地域区分	シカ目撃率*														
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
八ヶ岳・ 秩父山地	1.20	0.94	0.32	0.43	0.81	1.07	1.04	1.43	1.69	1.86	2.08	2.17	2.84	2.42	1.91
南アルプス	1.86	1.49	0.92	1.03	1.51	1.96	1.82	2.02	2.18	1.93	2.18	2.46	2.58	2.39	1.84
富士北麓 ・南都留	0.44	0.39	0.26	0.46	0.48	0.44	0.59	0.93	0.96	0.92	1.06	1.05	1.23	1.15	1.44
県全体	1.47	1.01	0.49	0.65	0.90	1.22	1.13	1.47	1.62	1.62	1.79	1.92	2.29	2.03	1.73

*メッシュ不明のものを除いて算出

表3 出猟カレンダーによる捕獲率の変化
（第一種銃猟（旧乙種）のシカ狩猟対象者の状況）

地域区分	シカ捕獲率*														
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
八ヶ岳・ 秩父山地	0.28	0.12	0.07	0.07	0.13	0.20	0.17	0.26	0.29	0.26	0.37	0.32	0.46	0.43	0.36
南アルプス	0.21	0.19	0.16	0.16	0.18	0.27	0.25	0.29	0.32	0.30	0.37	0.44	0.54	0.46	0.35
富士北麓 ・南都留	0.24	0.07	0.05	0.10	0.10	0.12	0.12	0.18	0.16	0.14	0.19	0.17	0.19	0.21	0.22
県全体	0.23	0.14	0.10	0.11	0.14	0.21	0.18	0.24	0.26	0.24	0.31	0.32	0.41	0.38	0.31

*メッシュ不明のものを除いて算出

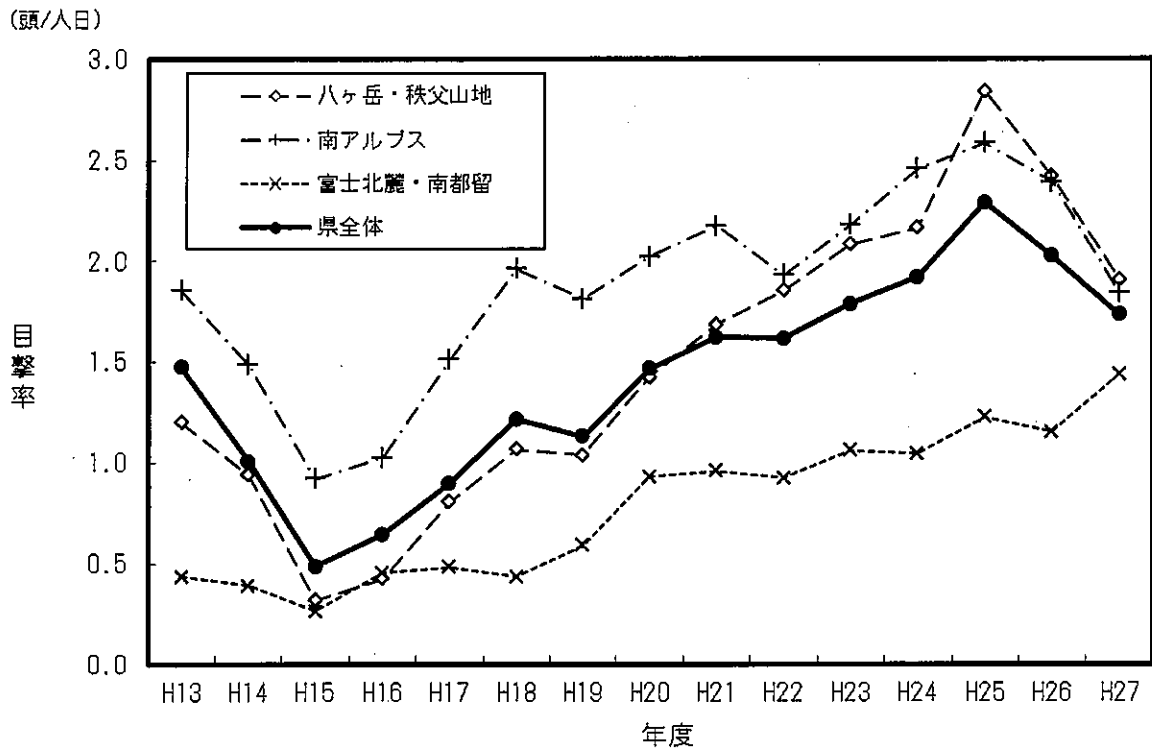


図9 地域別のシカ目撃率変化 (第一種銃猟)

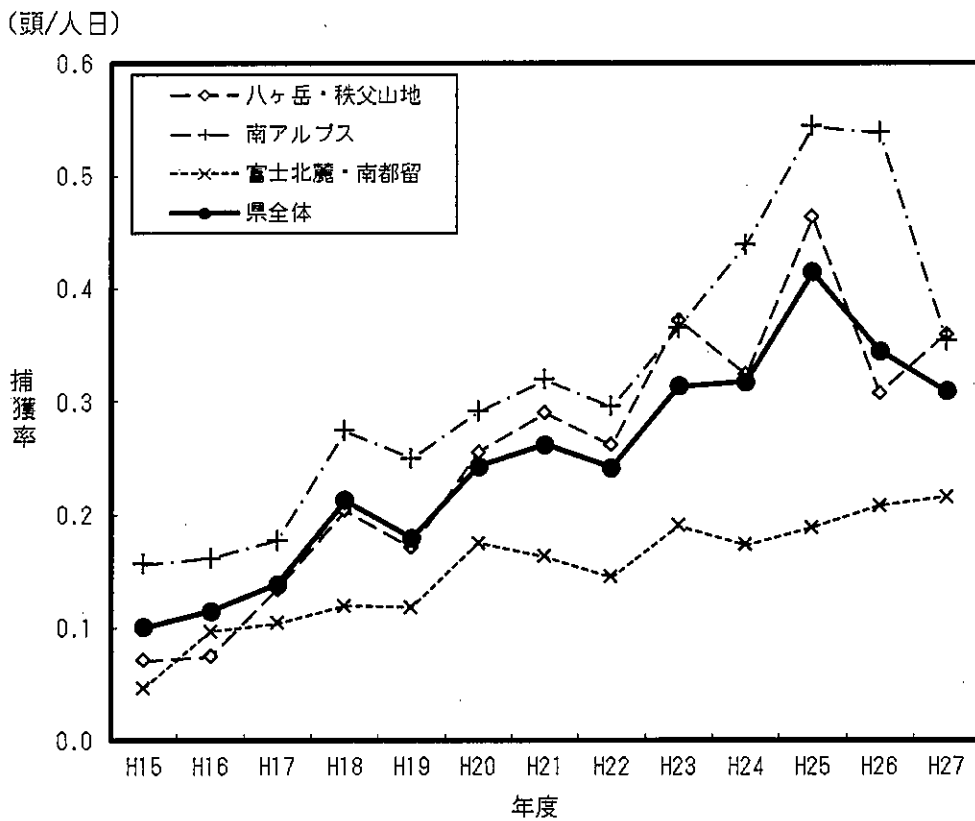


図10 地域別のシカ捕獲率変化 (第一種銃猟のシカ狩猟者対象)

(c) 推定生息数

本県におけるシカの推定生息数は、平成26年度まで、区画法による生息密度調査及び糞塊密度調査の結果と出猟カレンダーによる目撃率をもとに、これらのデータの相関により推定を行ってきた。

しかし、国において、平成26年度に科学的・計画的なシカの管理を推進するため、従来の生息密度指標に捕獲数を加え、それらの時間的変化も考慮する推定手法（階層ベイズ法※）による各都府県別の個体数推定を行った。

階層ベイズ法は、従来法と異なり、観測データと既知の生態情報に合った合理的な生息数が推定され、また、国の調査と整合を図る必要があることから、本県においても、平成27年度から同手法により継続して保有している生息数と相関のある情報（捕獲数、出猟カレンダーによる目撃率、狩猟者登録数、糞塊密度等）を使用して生息数の推定を行っている。

その結果は、次のとおりとなっており、平成28年度の調査結果からは、近年の捕獲圧強化等による一定の成果が見受けられる。

なお、階層ベイズ法は、過去に遡って推定が行われるため、最新のデータが追加されると過去の推定値も修正されるため、推定を行うごとに推定生息数が変化する推定手法となる。

この計画においては、平成28年度調査の中央値を推定生息数として採用する。

- ・平成27年度末の推定生息数 71,146頭（平成28年度調査中央値）
【90%信用区間 26,266～325,086】

参考（本県の平成27年度調査）

- ・平成26年度末の推定生息数 77,354頭（平成27年度調査中央値）
【90%信用区間 29,027～326,030】

参考（国の平成26年度調査）

- ・平成25年度末の推定生息数 74,139頭（平成26年度調査中央値）
【90%信用区間 28,623～255,377】
- ・平成24年度末の推定生息数 69,917頭（平成26年度調査中央値）
【90%信用区間 28,908～238,154】
- ・平成23年度末の推定生息数 65,193頭（平成26年度調査中央値）
【90%信用区間 28,181～219,685】

※階層ベイズ法：生息数と相関がある（生息数の変化により影響を受ける）複数の指標の変化とその間の捕獲数を用いて、増加率などの既知の生態情報を活用しながら、膨大な数値の組み合わせから確率論的な計算を行い、生息数を推定する手法

(i) 捕獲等の状況

a 捕獲状況

平成17年度の特特定鳥獣保護管理計画の策定以降、シカの個体数管理を推進してきた。

具体的な対策として、平成17年度からメスを狩猟の対象として加え、平成18年度から、市町村による農林業被害軽減を目的とした管理捕獲を開始し、狩猟においては、1日当たりの捕獲制限を緩和し、1日当たりの捕獲上限を2頭（メス2頭若しくはメス1頭オス1頭）とするとともに、狩猟期間を1ヶ月延長し3月15日までとした。

平成19年度からは、狩猟による捕獲圧を高めるために、県内全域で特例休猟区制度を導入し、狩猟期に休猟区においてもシカを捕獲できることとした。

また、平成21年度からは、鳥獣保護区内においてシカによる自然植生被害が増加していることから、1,000m以上の鳥獣保護区を対象とする県による自然植生回復を目的とした管理捕獲を実施することとした。

さらに、平成25年度からは、ツキノワグマが冬眠に入るであろう時期から狩猟が終了する時期に限定し、くくりわなの輪の直径の規制緩和（12cm以下→20cm以下）を行い、くくりわなによる捕獲の促進を図った。

これらの対策により、平成27年度の捕獲数は、13,169頭となり、10年間で約5倍の増加となっている。

なかでも、メスについては、平成27年度の捕獲数は、6,846頭となり、10年前の約7.5倍の増加で、その割合も、10年前の約34%から約52%に増加し、一定の成果を挙げている。

平成27年度からは指定管理鳥獣捕獲等事業を実施しており、平成27年度は同事業により、2,744頭を捕獲している。

表4 狩猟におけるニホンジカのわな猟での捕獲状況

区分	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
わな猟	302	420	408	475	603	507	632	742	887
捕獲総数	2,205	3,147	3,207	3,196	3,480	3,365	3,621	3,749	3,509
捕獲割合	13.7%	13.3%	12.7%	14.9%	17.3%	15.1%	17.5%	19.8%	25.3%

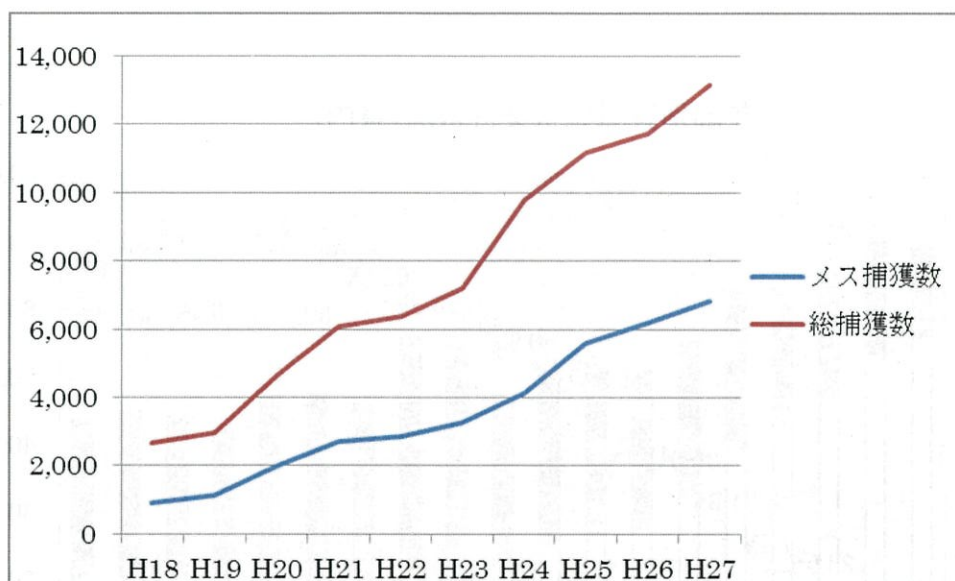


図 11 シカ捕獲数の推移

表 5 シカ捕獲数の推移

区分	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
目標数	1,700	2,100	4,500	5,400	6,000	8,000	12,000	12,000	12,000	14,000
捕獲数	2,673	2,978	4,663	6,077	6,384	7,191	9,775	11,181	11,749	13,169
うちメス捕獲数	916	1,147	2,002	2,719	2,875	3,255	4,126	5,580	6,184	6,846
メス捕獲数/捕獲数	34.3%	38.5%	42.9%	44.7%	45.0%	45.3%	42.2%	49.9%	52.6%	52.0%
捕獲数/目標数	157.2%	141.8%	103.6%	112.5%	106.4%	89.9%	81.5%	93.2%	97.9%	94.1%

b 狩猟者の動向

管理捕獲や狩猟による個体数調整の担い手である県内の狩猟免許所持者は、経年的に減少する傾向にあり、高齢化も進んでいる。

特に、第一種銃猟免許については、平成21年の銃砲刀剣類所持等取締法改正により、猟銃所持に係る規制が厳格化されたことから、狩猟免許所持者数の減少が進んでおり、今後、銃器を用いた個体数調整を継続することが困難になることが予想される。

一方、わな猟免許所持者は増加傾向にあることから、今後の管理事業を継続するためには、わな猟を普及させる等、新たな担い手の育成が必要となっている。

平成27年度時点の狩猟免許所持者は、3,265名でありその内訳は次のとおりである。

- ・第一種銃猟 1,862名
- ・第二種銃猟 44名
- ・わな 1,283名
- ・網 76名

また、年齢別（平成27年度末）では、60才以上の狩猟免許所持者が全体の約62%と最も多くなっている。

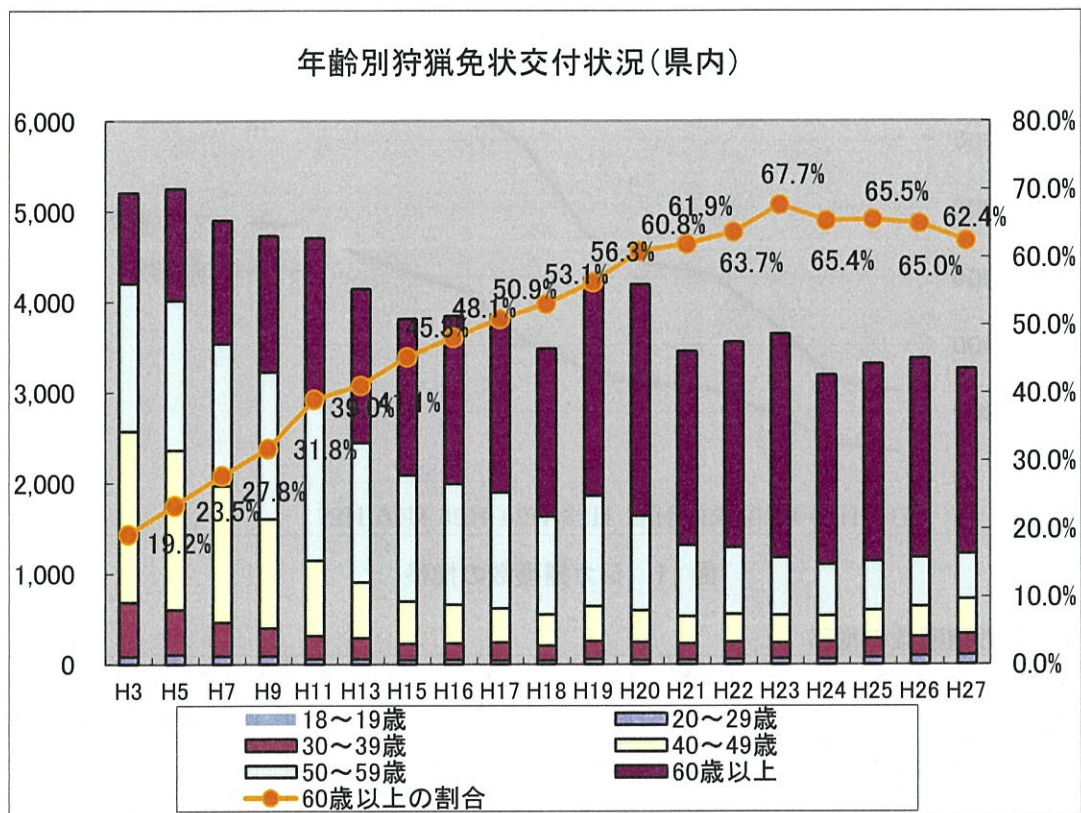


図12 年齢別狩猟免許交付状況

(※ 平成19年度に法改正があり網・わな免許が網免許、わな免許にかわったため免許交付件数が増加している)

ウ 被害等及び被害防除状況

(7) 被害等の状況

a 農林業被害の状況

シカによる、造林木の枝葉食害や樹幹部の剥皮害及び野菜や果樹、水稲の食害などの農林業被害は、平成27年度は前年度より増加し、364百万円となっている。

農林業ともに従事者の高齢化に加え、担い手の減少等が続く中で、手入れの行き届かない耕作放棄地や荒廃林が増加し、シカが出没しやすい環境となっている。

シカ等の野生動物による農林業被害は、こうした農林業や中山間地域社会の抱える様々な問題を背景にして顕在化していると考えられる。

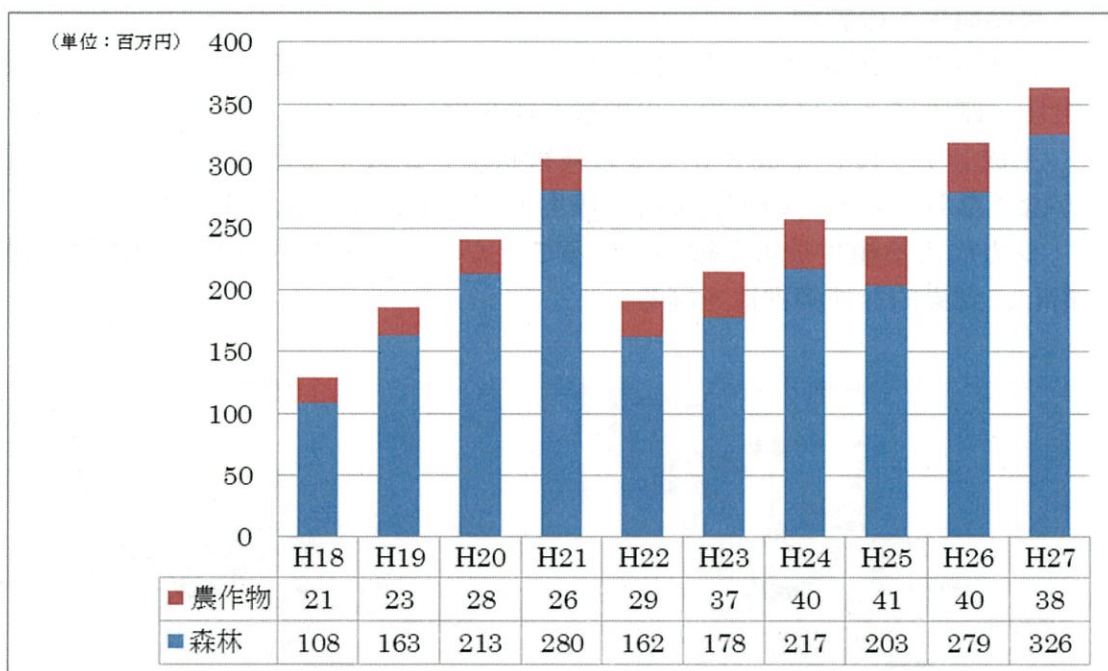


図 13 農林業被害の状況（被害金額）

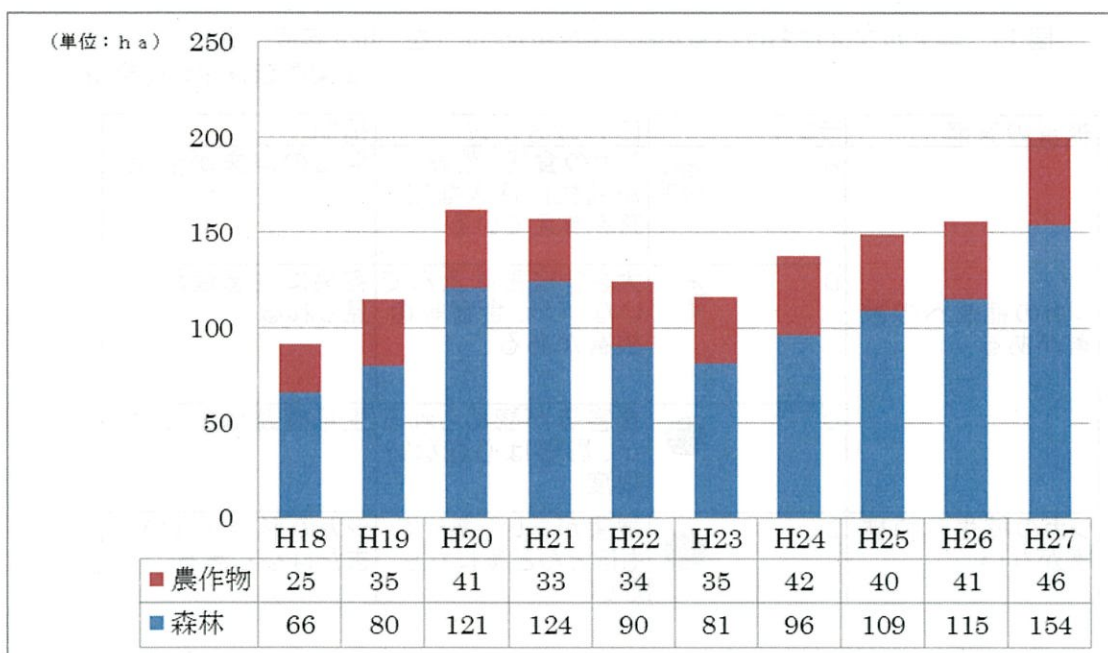


図 14 農林業被害の状況（被害面積）

b 自然植生への影響

南アルプス国立公園や秩父多摩甲斐国立公園内などでは、シカによる採食・踏圧により自然植生への影響が顕在化している。

平成27年度と平成20年度の被害状況を比較すると、ランクDの箇所がなくなり、すべての調査箇所でも植生被害が確認された。(図14)

シカによる植生被害が続いていることから、可能な限り個体の排除を目指し、効果的な捕獲推進を図る。



図15 南アルプスにおける自然植生被害の状況 (左: H20年度、右: H27年度)
(山梨県森林総合研究所)

被害の有無	ランク	区分の考え方	補記
シカの植生への被害がある	A	● (Red) シカの食害・踏み跡が植生に甚大な被害を与えている	群落の消失が危惧
	B	● (Pink) 大きな被害は及んでいないが、食害等の被害がある	容易に生息痕跡が見られる
	C	● (Green) 食害等が認められるが、影響は心配ない程度	生息痕跡はある
シカの植生への被害がない	D	● (Blue) 被害がない。あってもほとんど気にならない	シカの形跡がない、または少しある

県有林の天然林74箇所を対象に、剥皮状況について調査を行ったところ、八ヶ岳、瑞牆山、関東山地、富士山周辺で立木の剥皮率が高く、剥皮率は、全体で平成22年度が18%、平成27年度が27%と増加している。(図15)